

官報

主要目次

- 府令、省令
○教職員の除去及び就職禁止等
○指定物資輸送証明規則の一部改正
○開拓財産管理規則制定
○価格調整公団の剰余金の国庫納付に関する規則制定
○長崎県農協増進金附定期貯金の細目等
○伊集院町農協みのり定期貯金の細目等
○第一回熊本県農協増進金附定期貯金の細目等
○越路町農協福徳定期貯金の細目等
○滝尾村農協同栄定期貯金の細目等
○豊西村農協増進金附定期貯金の細目等
○石川県農協はつほ定期貯金の細目等
○国府村農協増進金附定期貯金の細目等
○優生結婚相談所設置認可
○無線標識、無線標識局及び無線標識業務を取り扱う陸上無線電信の件の一部改正
○建設業者登録簿閲覧規則制定

省府令

総務省令、法務省令、文部省令、厚生省令、第一号
農林省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令
教職員の除去及び就職禁止等に関する政令の施行に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十四年十月二十六日

- 内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 殖田 俊吉
外務大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
文部大臣 高瀬莊太郎
厚生大臣 林 讓治
農林大臣 森 幸太郎
運輸大臣 大屋 晋三
郵政大臣 小沢佐重喜
電気通信大臣 小沢重喜

教職員の除去及び就職禁止等に関する政令(昭和二十二年政令第六十二号)の施行に関する規則(昭和二十二年号)の施行に関する規則(昭和二十二年号)の一部を改正する命令
この命令は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月四日から適用する。

本省府令

総務省令、法務省令、文部省令、厚生省令、第六号
農林省令、通商産業省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令、経済安定本部令
指定物資輸送証明規則(昭和二十四年総務庁令、外務省令、大蔵省令、法務省令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、通信省令、労働省令、建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

- 昭和三十四年十月二十六日
内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 殖田 俊吉
外務大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
文部大臣 高瀬莊太郎
厚生大臣 林 讓治
農林大臣 森 幸太郎
通商産業大臣 稻垣平太郎
運輸大臣 大屋 晋三
郵政大臣 小沢佐重喜
電気通信大臣 小沢佐重喜
労働大臣 鈴木 正文
建設大臣 益谷 秀次
経済安定本部総裁 吉田 茂

別表第一中「生鮮水産物」および「加工水産物」の品目および範囲の欄を次のように改める。

Table with 2 columns: 生鮮水産物 (Fresh Aquatic Products) and 加工水産物 (Processed Aquatic Products). The table lists various types of fish and seafood and their processing methods.

同表中「無機化学製品の範囲の欄の「液安」を削る。
別表第二中「配給物資の「生鮮水産物」の認証機関の欄を次のように改める。
水産庁駐在所若しくは農林省資材調整事務所又は都道府県知事
この命令は、公布の日から施行する。

省令

農林省令第四十七号
自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第四十六條第一項及び自作農創設特別措置法施行令(昭和二十一年勅令第六百二十一号)第三十五條の規定に基づき、開拓財産管理規則を次のように定める。
昭和二十四年十月二十六日
農林大臣 森 幸太郎

開拓財産管理規則

第一條 この省令において「開拓財産」とは、自作農創設特別措置法(以下「措置法」という)第三十條第一項、第三十三條第二項、第三十六條第一項、第三十七條第二項若しくは第四十條の二の規定による買収、同法第四十一條第四項において準用する同法第二十八條第一項の規定による買収によつて政府が取得した土地、建物、権利若しくは立木竹、工作物その他の物件(同法第四十條の六第一項の規定による指定のあつた牧野以外の牧野を除く)又は政府の所有に属する土地物件で自作農創設特別措置法施行令第三十一條第二項(同令第三十二條において準用する場合を含む)において準用する同令第十三條第一項第二項の規定による所屬替又は所管換のあつたものをいふ。
(開拓財産台帳等の備付義務)
第二條 開拓財産に關し農地事務局長は開拓財産台帳總括簿を、都道府県知事は左に掲げる台帳を備え、これを保存整理しなければならない。
一 開拓財産台帳
二 開拓財産一時使用台帳
三 開拓財産貸貸台帳
第三條 開拓財産台帳には、土地及び建物について略図を添付しなければならない。(各台帳の口座)
第三條 前條第一項に掲げる各台帳は、開発されるべき土地の地区(以下「開拓地区」という)ごとに口座を設け、巻頭に索引を巻末に總括を附し、編つて調製しなければならない。但し、措置法第三十八條第一項の規定により買収したものについては、市町村農地委員会ごとの口座とする。

<p>●大蔵省告示第八百四十一号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、伊集院町 農協の定期貯蓄の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十四年十月二十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>●大蔵省告示第八百四十二号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、第一回第 本農協割増金附貯蓄の細目等を 次のように定める。</p> <p>昭和二十四年十月二十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>●大蔵省告示第八百四十三号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、越前町農 協割増金附貯蓄の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十四年十月二十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>●大蔵省告示第八百四十四号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、滝尾村農 協割増金附貯蓄の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十四年十月二十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>●大蔵省告示第八百四十五号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、豊西村農 協割増金附貯蓄の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十四年十月二十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>●大蔵省告示第八百四十六号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、石川農協 割増金附貯蓄の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十四年十月二十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p>	
等級	割増金	等級	割増金	等級	割増金	等級	割増金	等級	割増金		
特等	五,〇〇〇	特等	五,〇〇〇	特等	五,〇〇〇	特等	五,〇〇〇	特等	五,〇〇〇		
一等	一,〇〇〇	一等	一,〇〇〇	一等	一,〇〇〇	一等	一,〇〇〇	一等	一,〇〇〇		
二等	一,〇〇〇	二等	一,〇〇〇	二等	一,〇〇〇	二等	一,〇〇〇	二等	一,〇〇〇		
三等	一,〇〇〇	三等	一,〇〇〇	三等	一,〇〇〇	三等	一,〇〇〇	三等	一,〇〇〇		
計	一,〇〇〇	計	一,〇〇〇	計	一,〇〇〇	計	一,〇〇〇	計	一,〇〇〇		

<p>●大蔵省告示第八百四十七号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、長崎農協 割増金附貯蓄の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十四年十月二十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>●大蔵省告示第八百四十八号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、長崎農協 割増金附貯蓄の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十四年十月二十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>●大蔵省告示第八百四十九号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、長崎農協 割増金附貯蓄の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十四年十月二十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p>		<p>●大蔵省告示第八百五十号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年法律第四十三号)第三 條及び第五條の規定により、長崎農協 割増金附貯蓄の細目等を次のよ うに定める。</p> <p>昭和二十四年十月二十六日 大蔵大臣 池田 勇人</p>	
等級	割増金	等級	割増金	等級	割増金	等級	割増金
特等	五,〇〇〇	特等	五,〇〇〇	特等	五,〇〇〇	特等	五,〇〇〇
一等	一,〇〇〇	一等	一,〇〇〇	一等	一,〇〇〇	一等	一,〇〇〇
二等	一,〇〇〇	二等	一,〇〇〇	二等	一,〇〇〇	二等	一,〇〇〇
三等	一,〇〇〇	三等	一,〇〇〇	三等	一,〇〇〇	三等	一,〇〇〇
計	一,〇〇〇	計	一,〇〇〇	計	一,〇〇〇	計	一,〇〇〇

局長(北海道知事)にあつては、農林大臣に報告しなければならない。

第三 措置法施行規則(昭和二十一年農林省令第一号)第二十一條の三の規定により、一時使用を有償とするときは、都道府県知事は、近傍類似の農地の小作料を参照して使用料を定めるものとする。

第九條 都道府県知事は、買収又は一時使用にかかると開拓財産につき、その定められた条件の履行状況を監視する。

一 昭和二十四年四月一日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

二 開拓財産台帳規則(昭和二十二年農林省令第四十九号)は、廃止する。

●大蔵省告示第八百四十九号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、長崎農協
割増金附貯蓄の細目等を次のよ
うに定める。

昭和二十四年十月二十六日
大蔵大臣 池田 勇人

等級	割増金	等級	割増金	等級	割増金	等級	割増金
特等	五,〇〇〇	特等	五,〇〇〇	特等	五,〇〇〇	特等	五,〇〇〇
一等	一,〇〇〇	一等	一,〇〇〇	一等	一,〇〇〇	一等	一,〇〇〇
二等	一,〇〇〇	二等	一,〇〇〇	二等	一,〇〇〇	二等	一,〇〇〇
三等	一,〇〇〇	三等	一,〇〇〇	三等	一,〇〇〇	三等	一,〇〇〇
計	一,〇〇〇	計	一,〇〇〇	計	一,〇〇〇	計	一,〇〇〇

第 6837 号

第6837号

官 報

昭和24年10月26日 水曜日 312

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

◎号外 十月十八日発行第百十九号告示、裁判所公告二四頁

本籍愛知県海部郡大治村大字馬島八十番地、最後の住所名古屋市中区東陽町三丁目三十六番地
不在者 花井千代子
大正四年十一月十五日生
本籍及び最後の住所右同所
同 花井 信子
昭和十七年十月六日生
右者等に対し名古屋市中区東陽町九十七番地花井芳一の失踪宣告の申立に依り当裁判所は適法な公示催告の手続を経たが不在者より生存の届出がないので左の通り審判する。

主 文

不在者の失踪を宣告する。
不在者は昭和二十三年三月二十日死亡したものとみなされる。
昭和二十四年七月二十一日
名古屋家庭裁判所 武富貴志男
家事審判官判事

会社その他の公告

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十四年九月三十日臨時株主総会の決議により解散したので、当会社に対し債権を有せられる方は第一回本公告掲載の日から二箇月以内に御申出なされたい。右期間内に申出ないときは清算から除斥されます。
昭和二十四年十月二十六日
広島市三篠本町二丁目千三百八十三番地 三興産業株式会社
清算人 猪田 甚三

解散公告(第二回)
当社は本年九月三十日社員総会の決議により解散した。当社に対する債権者で第一回公告の日から二箇月以内に申出のない方は清算より除斥せられる。
昭和二十四年十月十日
滋賀県蒲生郡八幡町大字魚屋町元九番地 大洋製菓有限公司
清算人 佐藤 君甲

整備計画認可公告
当社は昭和二十四年九月三十日附もつて整備計画の認可を受けたので、企業再建整備法第八條により公告します。
一、会社の住所及び商号 堺市耳原町千六百八十八番地 日本煉瓦株式会社
一、会社の資本金額及び拂込資本金額 三〇〇,〇〇〇円(全額拂込済)

一、特別損失の額 特別損失の株主負担及び旧債権者負担額 なし
一、法第八條の規定による評価額 なし
昭和二十四年十月一日
日本煉瓦株式会社
特別管理人 大野 政一
同 渡辺 忠雄
同右代理人 多田源太郎

新設合併公告
当社は昭和二十四年九月三十日附もつて整備計画の認可を受けたので、同日附もつて新設合併を併合致しました。右企業再建整備法第三十七條の規定により公告します。
昭和二十四年十月一日
日本煉瓦株式会社

解散公告(第三回)
当社は昭和二十四年八月三十一日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者は第一回公告の翌日から二箇月以内に申出られたい。若しこの期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。
昭和二十四年八月三十一日
岡山市内山下二十四番地の四
岡山製靴株式会社
清算人 立田 猪佐

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十四年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散致しました。当社に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内にその債権の申出をして下さい。若し右期間内に御申出がなければ清算より除斥することを御承知下さい。
昭和二十四年九月三十日
福井市二の丸町七番地
寺島土木株式会社
清算人 松田 忍

解散公告(第一回)
昭和二十四年九月二十日当会社は株主総会の決議により同日解散した。債権者は第一回公告から二箇月以内に申出下さい。この期間内に申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十四年九月二十五日
尼崎市三反田若松十六番地
株式会社関西西建築設備工業社
清算人 松本 俊一

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十四年十月一日社員総会の決議により解散しました。当社に対し債権を有せられる方は第一回公告の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に申出ないときは清算より除斥致します。
昭和二十四年十月十三日
神奈川県高座郡相模原町小山一七六番地 下川薬工芸合資会社
清算人 下川幸四郎

債権申出公告(第三回)
当会は本年八月三十一日解散し清算に移りたるをもつて債権者各位は第一回公告掲載後二箇月以内にその債権申出相成度若し申出なき債権は清算より除斥す。
昭和二十四年十月二十六日
大阪府池田市新町通二丁目二六九六
財団法人民生互助会
清算人代表 佐藤 幸助

合併公告
昭和二十四年九月二十日開催の左記各臨時株主総会において株式会社長野前田鉄工所は株式会社前田鉄工所と合併しその権利義務及び事業一切を承継して存続し株式会社前田鉄工所は解散する旨決議した。本合併に対し異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内にその旨申出られたい。
昭和二十四年十月二十六日
長野市吉田東町一五〇番地
株式会社長野前田鉄工所
株式会社前田鉄工所

合併公告
昭和二十四年十月一日左の甲乙両会社はそれぞれ書面をもつて甲会社において乙会社を吸収して合併することを決議致しました。右に対し御異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にその旨を御申出下さい。
昭和二十四年十月十二日
東京都中央区日本橋小舟町二丁目五番地
甲 有限会社大宮製作所
乙 近江屋商事有限公司
同所同番地

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十四年九月二十九日の臨時総会の決議で解散しました。当組合に対し債権を有する方は第一回公告の日から二箇月以内にその旨を御申出下さい。右期間内に申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十四年十月十五日
熊本市池田町三百四十番地
熊本県新設油工業協同組合
清算人代表 大久保勢輔

解散公告(第一回)
設立の上同日解散致しました。当社に債権(決定整備計画)に基づき第二回社に承継されたものを除く)を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十四年十月五日
東京都千代田区丸の内二丁目二番地丸の内ビルディング六階
旧石川島芝浦タービン株式会社
清算人 土光 敏夫
清算事務所 東京都中央区宝町一丁目一番地

組合に対し債権を有する方は第一回公告の日から二箇月以内にその旨を御申出下さい。右期間内に申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十四年十月十五日
熊本市池田町三百四十番地
熊本県新設油工業協同組合
清算人代表 大久保勢輔

組合に対し債権を有する方は第一回公告の日から二箇月以内にその旨を御申出下さい。右期間内に申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十四年十月十五日
熊本市池田町三百四十番地
熊本県新設油工業協同組合
清算人代表 大久保勢輔

印刷廳編集・発行
最新版(いよゝ来る十)
官報の大きさ(A4判)
八頁
定価六〇〇円
郵送料(書留)六五円

職負録
昭和二十四年
九月十日現在
印刷廳編集

正確・責任・権威ある往年の「職員録」の復活版!
内閣印刷局編集発行

本書は総務省第一号(昭和二十四年六月一日)公布の官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令に基づいて発刊されるものであります。
本書は立法、行政、司法、地方公共団体、公共企業体その他の全国所管人事課よりの資料に基づいて印刷局官報課が責任編集をしたものであります。
職階制にならう職名配列順により衆議院・参議院その他の国会の機関、内閣、人事院、各府各省・本部、会計検査院その他の委員、庁・公団、裁判所、都道府県、日本国有鉄道・日本専売公社、国民金融公庫等の係属の職以上を全部掲載してあります。
新機構と行政整理後を目録として集録し、国の各機関の組織については、所掌事務の範囲、権限及び定数を知らる便宜のため、各機関の基本法と共に、設置法及び定員法等を織り込み、人事行政の機構については、末端に至るまでの人事を職名により明かにした、この種刊行物の最も完備したものであります。
本書は昭和二十四年九月十日現在の職員を記載しましたが、その後の異動もできる限り訂正しました。
◎申込は全国の官報販売所、主要書店で取扱います。

定価 一ヶ月百五十円 半年四百五十円 一年八百五十円
送料 郵送料(書留)六五円
所 行 東京都新宿区市ヶ谷木村町
印刷 印刷 印刷 印刷
電話 九段五三三 官報課
振替 東京一九〇〇〇

(国定規格A4判)

官報

法律

国会法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年十月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百二十二号

国会法の一部を改正する法律 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九條中「各省次官」を「政務次官」に改める。 第四十二條第一項の各号を次のように改める。

- 一 内閣委員会
二 人事委員会
三 地方行政委員会
四 法務委員会
五 外務委員会
六 大蔵委員会
七 文部委員会
八 厚生委員会
九 農林委員会
十 水産委員会
十一 通商産業委員会
十二 運輸委員会
十三 郵政委員会
十四 電気通信委員会
十五 労働委員会
十六 建設委員会
十七 経済安定委員会
十八 予算委員会
十九 決算委員会

二十 議院運営委員会
二十一 懲罰委員会
二十二 図書館運営委員会
第四十三條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。
専門員は、相当額の報酬を受けらる。
第七十八條第一項に次の但書を加える。
但し、議院運営委員会の決定があつた場合は、この限りでない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
内閣総理大臣 吉田 茂

裁判所公告

○公示催告

昭和二十四年(一)第二二一号
芦屋市松浜町百三番地
申立人 原田貞治郎
京都市中京区柳馬場通竹屋町上る
四丁目百九十四番地
右申立人から別紙目録記載の株券につき公示催告の申立があつたから所持人は昭和二十五年二月八日午前十時迄に当該裁判所にその権利を届け出でかつその株券を提出せよ。もし右期間内に右の手続を為さないときは右証券の無効を宣言することがある。
昭和二十四年八月八日
京都簡易裁判所
裁判官 藤本香藤

(別紙) 目録
日本セルロース工業株式会社百株券五枚
一株券額面 金五千円也
一各株拂込額 金五十円也
一記号番号 は丙自一〇六五七至一〇六六一
一発行者 日本セルロース工業株式会社
一発行日 昭和二十四年二月十日
一最終株主 大阪商事株式会社取締役 社長溝口庄太郎

昭和二十四年(一)第二二〇号
京都市上京区一條通大宮西入
申立人 三宅 正夫
右申立人より別紙目録記載の株券につき公示催告の申立があつたから所持人は昭和二十五年二月二十三日午前十時迄に当該裁判所にその権利を届け出でかつその株券を提出せよ。もし右期間内に右の手続を為さないときは右証券の無効を宣言することがある。
昭和二十四年八月八日
京都簡易裁判所
裁判官 藤本香藤

(別紙) 目録
株券京都織物株式会社百株券四通
一記号番号 新に五〇七〇、四九八〇、一一二二、四九八一号
一額面金額 五千円
一一株の額面金額 五十円全額拂込
一発行日 昭和二十三年十一月十五日
一発行人 京都織物株式会社取締役 会長中一馬
一最終株主 杉田清一
一最終所持人 三宅正夫

昭和二十四年(一)第二二二号
東京都中央区日本橋兜町一丁目三番地
申立人 山一証券株式会社
右代表取締役 小池厚之助
右申立人より別紙目録記載の株券につき公示催告の申立があつたから所持人は昭和二十五年四月八日午前十時迄に当該裁判所にその権利を届け出でかつその株券を提出せよ。もし右期間内に右の手続を為さないときは右証券の無効を宣言することがある。
昭和二十四年八月八日
京都簡易裁判所
裁判官 藤本香藤

(別紙) 目録
日本電池株式会社株式一百株券一枚
一額面 金五千円全額拂込済、但し一株の拂込金額五十円
一記号番号 ね第四百六十三号
一発行者 日本電池株式会社取締役 社長山岡景範
一発行年月日 昭和二十三年六月一日
一当初株主 山一証券株式会社京都支店長堀朝之輔
一最終株主 山一証券株式会社京都支店長堀朝之輔
一最終所持人 山一証券株式会社取締役 社長小池厚之助

昭和二十四年(一)第三〇号
京都市東山区東大路通松原上る四丁目四二
申立人 苗村 博
右申立人より別紙目録記載の小切手につき公示催告の申立があつたから所持人は昭和二十五年四月八日午前十時迄に当該裁判所にその権利を届け出でかつその小切手を提出せよ。もし右期間内に右の手続を為さないときは右証券の無効を宣言することがある。
昭和二十四年八月八日
京都簡易裁判所
裁判官 藤本香藤

(別紙) 目録
小切手二通
一番号 第五十一回二百三番(一枚)、第五十一回二百四番(一枚)
一金額 各金十万円也(二枚共、同一額面)
一振出日 昭和二十四年六月二日
一振出地 京都市
一振出人 株式会社富士銀行京都五條支店
一支拂人 株式会社富士銀行京都五條支店
一最終所持人 苗村博

昭和二十四年(一)第二二四号
大阪府生野区鶴橋北之町の一五
申立人 富田 広史
右申立人より別紙目録記載の株券につき公示催告の申立があつたから所持人は昭和二十五年四月八日午前十時迄に当該裁判所にその権利を届け出でかつその株券を提出せよ。もし右期間内に右の手続を為さないときは右証券の無効を宣言することがある。
昭和二十四年八月八日
京都簡易裁判所
裁判官 藤本香藤

(別紙) 目録
株式会社島津製作所新株式五十株
但五十株券一枚
一株券額面 金二千五百円也
一株の拂込金額 金五十円也
一記号番号 未だ第二七四九号
一発行年月日 昭和十九年三月一日
一発行者 取締役社長島津源吉
一最終株主 富田広史

昭和二十四年(一)第二二九号
大阪府東淀川区浜路新町百三十六番地
申立人 松本秀次郎
右申立人より別紙目録記載の株券につき公示催告の申立があつたから所持人は昭和二十五年四月八日午前十時迄に当該裁判所にその権利を届け出でかつその株券を提出せよ。もし右期間内に右の手続を為さないときは右証券の無効を宣言することがある。
昭和二十四年八月八日
京都簡易裁判所
裁判官 藤本香藤

(別紙) 目録
一株式会社丸物株式会社百株券二枚
株券番号 戊辰第四三八〇号、戊辰第四三八一号
一額面金額 各金五千円
一株の拂込金額 各金五千円
一発行者 株式会社丸物取締役社長 中林仁一郎
一発行年月日 昭和二十三年八月二十日
当初株主 松本秀次郎
最終株主 松本秀次郎

昭和二十四年(一)第二二五号
京都市中京区西ノ原職司町六十四番地
申立人 木村 泰造
右申立人より別紙目録記載の小切手につき公示催告の申立があつたから所持人は昭和二十五年四月八日午前十時迄に当該裁判所にその権利を届け出でかつその小切手を提出せよ。もし右期間内に右の手続を為さないときは右証券の無効を宣言することがある。
昭和二十四年八月八日
京都簡易裁判所
裁判官 藤本香藤

(別紙) 目録
小切手一通
番号 No. 2433 圓
一金額 九万四千七百円也
一支拂方法 銀行渡り
一振出日 昭和二十四年三月二十八日
一振出地 京都市
一振出人 株式会社日本勧業銀行京都支店
一支拂人 株式会社日本勧業銀行京都支店
一最終所持人 木村泰造

昭和二十四年(第二四九号) 名古屋市中区南伊勢町一丁目三番地 申立人 後藤新造株式会社

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十五年二月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

東洋紡績株式会社(株)五十株券一枚 一株の拂込額 金五十円

昭和二十四年(第二四九号) 名古屋市中区南伊勢町一丁目三番地 申立人 甘糟大伴

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十五年二月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

東洋紡績株式会社(株)五十株券一枚 一株の拂込額 金五十円

昭和二十四年(第二二七号) 兵庫県川辺郡西町柴根 申立人 奥村孝次

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十五年二月六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

東洋紡績株式会社(株)五十株券一枚 一株の拂込額 金五十円

昭和二十四年(第二二七号) 兵庫県川辺郡西町柴根 申立人 奥村孝次

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十五年二月六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

東洋紡績株式会社(株)五十株券一枚 一株の拂込額 金五十円

